

令和6年度

沖縄県
中城村
市町村コード
473286

村民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり 中 城 村

目	次
1. 村民税・県民税等の特別徴収完全実施について(必読) …… P1	9. 各種様式集 …… P16～21
2. 令和6年度村民税・県民税等特別徴収義務者指定通知書 …… P2	○特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
3. 村民税・県民税等特別徴収について …… P3～5	○特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
4. 令和6年度個人住民税の定額減税について …… P6～7	○特別徴収への切替申請書
5. 村民税・県民税・森林環境税の算出方法 …… P8～9	○特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
6. 退職所得に対する所得割(村民税・県民税の特別徴収税額)の算出方法 P10	○退職者等連絡票
7. OCR納入書について(必読) …… P11～12	○指定通知書(初めて郵便局で納入するときに使用)
8. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例(必読) …… P13～15	

※このしおりでは、村民税・県民税及び森林環境税を「村民税・県民税等」といいます。

＊お願い＊

○退職、転勤等の異動届出書は、お早めに提出してください。

中城村役場 税務課

〒901-2493

沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1

TEL (098) 895-2133

FAX (098) 895-3048

＜電子申告 eLTAX を利用した手続きや 申請に関するお問合せ先＞

eLTAX ヘルプデスク（地方税共同機構）

電話：0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合

03-5521-0019

（土日祝・年末年始を除く 9時～17時）



この「特別徴収のしおり」は、OCR納入書を除き、中城村役場のホームページよりダウンロードできます。

＊中城村役場 ホームページ <http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp>

トップページ／村民便利情報／個人住民税について／個人住民税の特別徴収について（事業所向け）

村民税・県民税等の特別徴収完全実施について

平素より、税務行政につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業主（給与支払者）は、月々の給与支払いの際に従業員様（正社員・パート・アルバイト等）から所得税を源泉徴収して税務署に納めるとともに、個人住民税（村民税＋県民税）も特別徴収（給与天引き）し、従業員が1月1日現在居住している市町村に納めていただくことが法律により義務づけられております。【所得税法第183条・地方税法第321条の4】

また、令和6年度より市区町村において村県民税均等割と併せて森林環境税（国税）年額1,000円が課税されます。森林環境税は個人住民税均等割の枠組みを用いて、村県民税と同様に特別徴収し、市区町村へ納めていただくことが法律により義務づけられております。【森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条】

中城村では、法令遵守の観点から、特別徴収義務のあるすべての事業所等を特別徴収義務者に指定し、個人村民税・県民税等の特別徴収を完全実施しております。

法令遵守および公平・公正課税の実現のため、主旨をご理解いただき、今年度も引き続き特別徴収完全実施へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回お送りいたしました納税通知書の中に、すでに退職されている等特別徴収ができない方の分が含まれている場合は、お手数ですが退職者等連絡票（P20）の提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

※森林環境税について詳しくは、総務省及び林野省ホームページをご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html

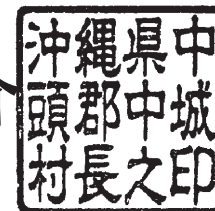
林野省：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

中城村役場 税務課 住民税係
TEL (098) 895-2133
FAX (098) 895-3048

令和6年度 村民税・県民税等特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

中城村長 浜 田 京 介



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに中城村税条例第45条の規定によって、あなたを令和6年度村民税・県民税等の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3ヵ月以内に村長に対して審査請求をすることができます。

村民税・県民税等特別徴収について

令和6年度分の特別徴収関係書類を送付いたしますので、下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

同封書類

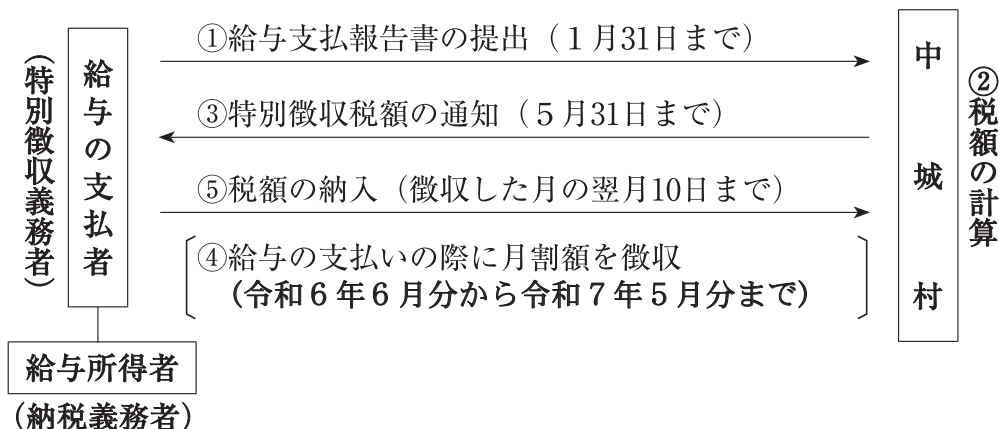
- ①令和6年度 市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
②令和6年度 市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）…各納税義務者に交付してください。
- ＣＲ納入書（令和6年6月分～令和7年5月分） ※定額減税により6月分の徴収がない事業所については、令和6年7月分以降の納入書を送付致します。

〈特別徴収事務取扱要領〉

1 村民税・県民税の特別徴収制度

村民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者（納税義務者）の村民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。

※令和6年度より森林環境税が課税されます。村民税・県民税額と森林環境税額を併せた税額の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただくことになります。



2 特別徴収によって村民税・県民税等を徴収される方

令和5年中に給与所得があり、かつ令和6年4月1日現在給与の支払いを受けている方です。

3 村民税・県民税等が課税されない方

- (ア) 前年中に所得がなかった方
- (イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- (ウ) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった方

4 月割額の徴収方法

同封の「令和6年度 給与所得等に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引徴収し翌月の10日までに納入してください。

5 月割額の納期限及び納入場所

徴収された月割額は同封の納入書によって徴収すべき月の翌月10日までに下記納入場所で納入してください。(6月分は7月10日まで、以降順次翌月10日まで)

納入場所

- A. 中城村役場
- B. 琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行
- C. 沖縄県農業協同組合・コザ信用金庫
- D. 上記の金融機関と為替取引のある金融機関
- E. ゆうちょ銀行・郵便局
- F. 共通納税(電子納税)

6 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、変更後の月割額を徴収してください。ただし、納入金額が変わっても納入書の再送付はいたしませんので、税額を変更してご使用ください。(P12)

7 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を村長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日までに納入
- (2) 12月分から翌年5月分までは翌年の6月10日までに納入

※申請をされる場合は役場税務課までお問い合わせください。

8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

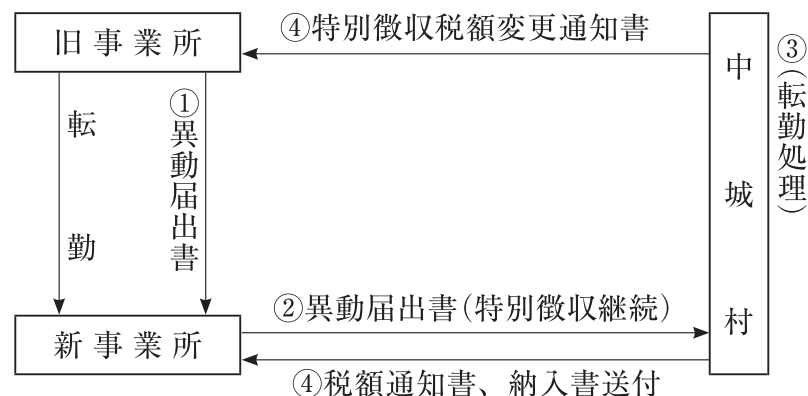
特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。また、督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになりますので、ご注意願います。

〈納税義務者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

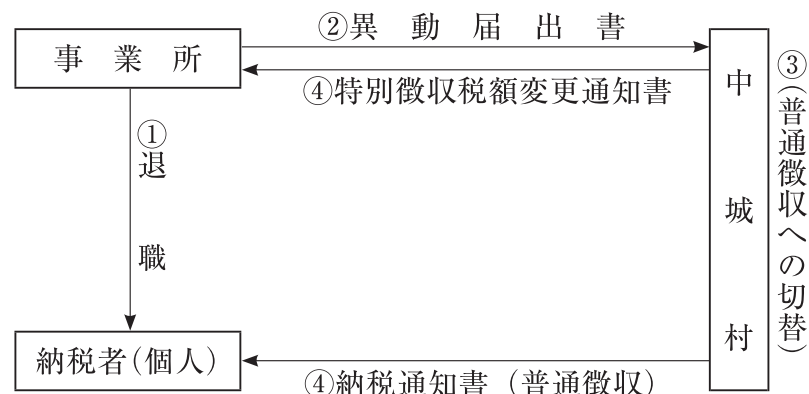
1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している方に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税義務者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税義務者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ、納税義務者に迷惑をかけることになります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えを行いますので、遅滞なく届出をお願いいたします。なお、転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もってご連絡ください。

◎ 転 勤（特別徴収の継続）



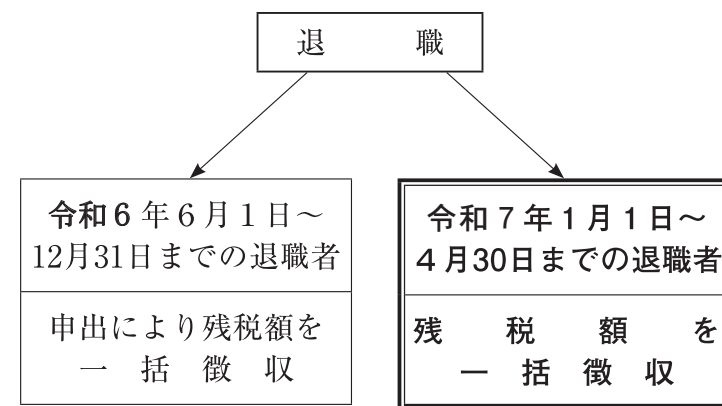
◎ 退 職（普通徴収への切替）



2 退職にともなう残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している方が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）または（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

- （１）退職の日が令和6年6月1日から12月31日までのとき
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合。
- （２）退職の日が令和7年1月1日から4月30日までのとき
令和7年5月31日までに残り税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者所在地等変更届出書」（P 17）に変更事項を記入のうえ、役場税務課宛に提出してください。

4 4月2日以降の就職者等の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、綴込みの「特別徴収への切替申請書」（P 18）に必要事項を記入のうえ、役場税務課宛に提出してください。

※ 令和 6 年度個人住民税の定額減税について ※

◎制度の概要

令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和 6 年分の所得税及び令和 6 年度分の個人住民税の減税が実施されることとなりました。

◎定額減税の対象者

令和 6 年度の個人住民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下（給与収入 2,000 万円以下に相当）の者

※以下に該当する方は対象外となります※

- ・個人住民税が非課税の方
- ・均等割・森林環境税のみ課税の方
- ・控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）

※令和 7 年度分の所得割の額から控除するため、令和 6 年度は定額減税の対象外となります。

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者…納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の者。

◎定額減税額の算出方法

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族 1 人につき、令和 6 年度分の個人住民税 1 万円が減税されます。なお、減税はすべての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から行います。

※控除対象配偶者および扶養親族の算定において、国外居住者は対象から除きます。

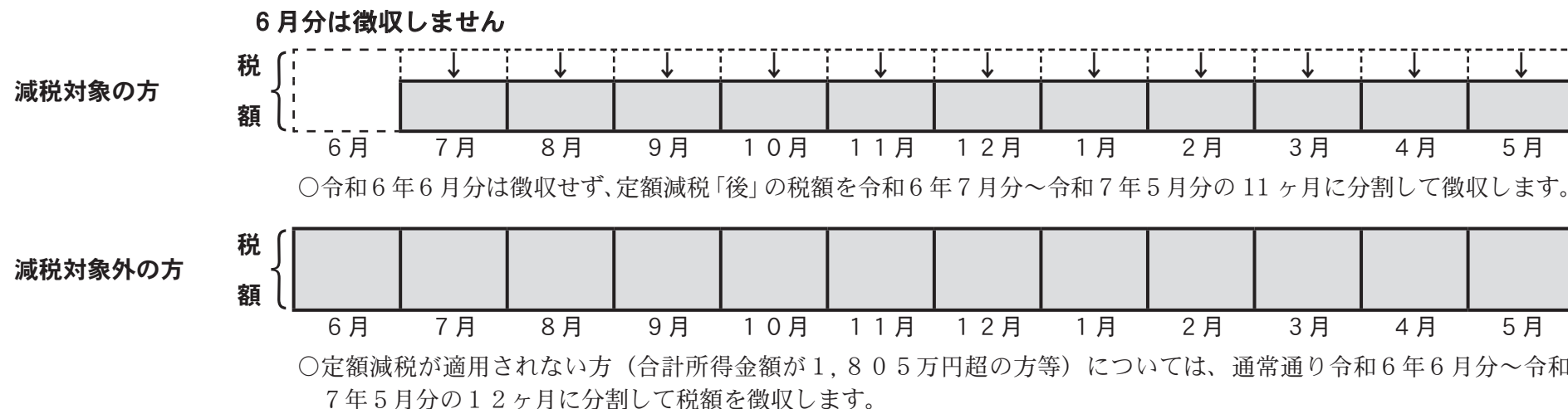
※算出した減税額が所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度額となります。（均等割額・森林環境税額への減税の適用はできません。）

計算例（控除対象配偶者および扶養親族 2 人の場合）

定額減税額＝1 万円×（本人（1）＋控除対象配偶者（1）＋扶養親族（2））＝4 万円

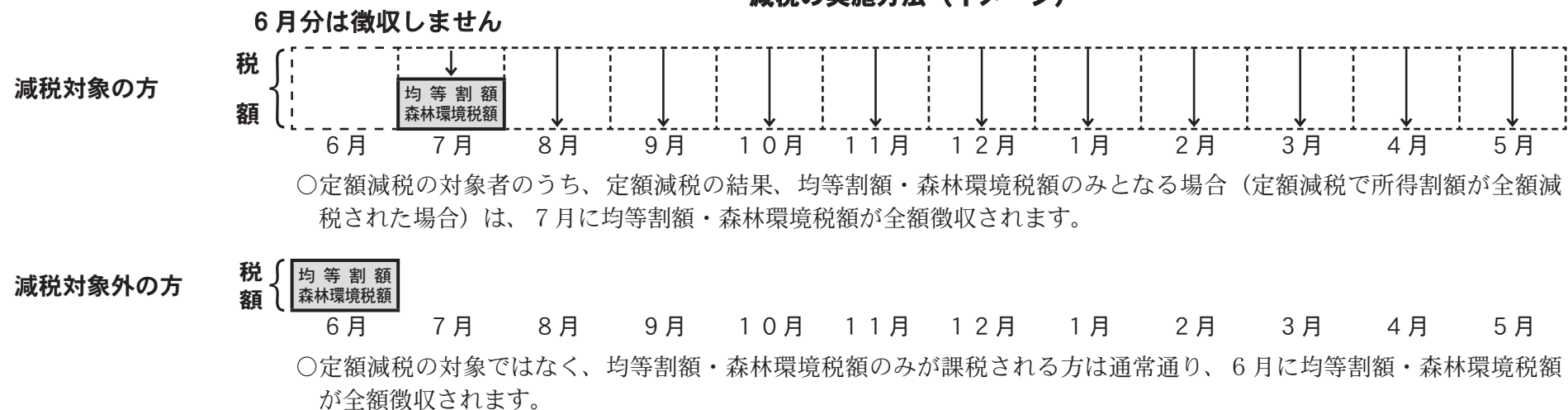
定額減税の実施方法（給与所得に係る特別徴収）

減税の実施方法（イメージ）



税額が均等割額・森林環境税額の場合

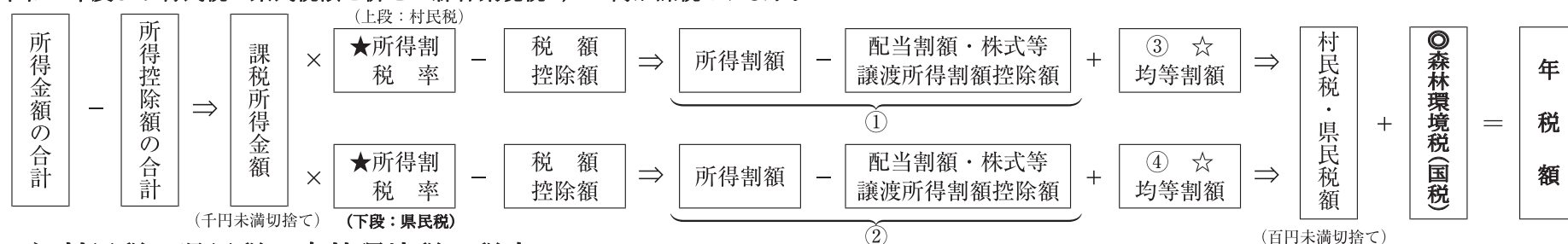
減税の実施方法（イメージ）



村民税・県民税・森林環境税の算出方法

〔1〕計算のしかた

令和6年度村民税・県民税は令和5年中の所得を基礎として算出し、その税額はいずれも「所得割額」と「均等割額」の合計額（下記の①～④を合計したもの）です。
令和6年度より村民税・県民税額と併せて森林環境税1,000円が課税されます。



〔2〕村民税・県民税・森林環境税の税率

- ★村民税所得割 6%
- ★県民税所得割 4%
- ☆村民税均等割額 3,000円
- ☆県民税均等割額 1,000円
- ◎森林環境税(国税) 1,000円 ※賦課徴収は市町村が行う

均等割・森林環境税非課税者

前年の合計所得金額が次の金額以下の方

- ア 本人のみの場合 38万円
- イ 扶養親族がいる場合 28万円 × (扶養人数 + 1) + 26.8万円

〔3〕所得控除額

a. 扶養控除

扶養控除	年(16歳未満)	控除なし
一般	33万円	
老人	38万円	
特定	45万円	
同居老親等	45万円	
障害者控除	一般	26万円
	特別	30万円
	同居特障	53万円

※配偶者控除については「c」をご参照下さい。

b. 本人控除

障害者控除	一般	特別
一般	26万円	30万円
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	
合計所得金額	基礎控除額	
2,400万円以下	43万円	
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円以下	0万円	

c. 配偶者控除・配偶者特別控除

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	38万円	26万円	13万円
所得金額	控除額		
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

d. 生命保険料控除額

新 契 約	支払金額	控除額
12,000円以下	全額	
12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	
32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	
56,000円超	28,000円	
旧 契 約	支払金額	控除額
15,000円以下	全額	
15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	
40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	
70,000円超	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		

e. 地震保険料控除額

地震保険料	支払金額	控除額
50,000円以下のとき	支払金額の1/2	
50,000円超のとき	25,000円	
旧長期契約	支払金額	控除額
5,000円以下のとき	全額	
5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
15,000円超のとき	10,000円	
地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円		

f. 雑損控除額

下記の①②のいずれか多い方の金額

- ① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)
- ② 災害関連支出の金額 - 5万円

g. 医療費控除額(限度額200万円)

(支払った医療費の額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 5%または10万円のいずれか少ない方の金額)

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円(限度額8万8千円)

h. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金控除額

支払金額の全額
健康保険、国民・厚生年金、介護保険、共済組合など

〔４〕税額控除

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額。

合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5 万円を下回る場合は 5 万円）の 5 %（道府県民税 2 %、市町村民税 3 %）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基 礎 控 除		5万円	納税者本人 の所得金額		900万円以下	900万円超	950万円超
障 害 者 控 除	普通	1万円	配偶者控除			950万円以下	1,000万円以下
	特別	10万円			一般	5万円	4万円
	同居特別	22万円	老人	10万円	6万円	3万円	
寡 婦 控 除		1万円	配 偶 者 特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
ひとり親 控 除	父	1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
	母	5万円	扶養控除		一般	5万円	老人
勤労学生控除		1万円			特定	18万円	同居老親等

◎寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30 % を超える場合には当該 30 % に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の村民税は 6 %、県民税は 4 % に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし 1 のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の村民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20 % に相当する金額を超えるときは、その 20 % に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895 %
195 万円超 330 万円以下	79.79 %
330 万円超 695 万円以下	69.58 %
695 万円超 900 万円以下	66.517 %
900 万円超 1,800 万円以下	56.307 %
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16 %
4,000 万円超	44.055 %
0 円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90 %
0 円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎配当控除

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	村民税	県民税	村民税	県民税
利益の配当等	1.6 %	1.2 %	0.8 %	0.6 %
外貨建等以外の証券投資信託	0.8 %	0.6 %	0.4 %	0.3 %
外貨建等証券投資信託	0.4 %	0.3 %	0.2 %	0.15 %

◎住宅借入金等特別控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額（97,500 円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

区 分	村民税	県民税
村県民税住宅借入金等 特 別 税 額 控 除 額	3 / 5	2 / 5

◎配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

区 分	村民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

————— 退職所得に対する所得割額（村民税・県民税の特別徴収税額）の算出方法 —————

◎退職所得に対する村民税・県民税は、給与所得等に対するものと異なり、所得税と同様に退職手当等を支払ったときに徴収する現年分離課税とされています。退職所得に対する村民税・県民税の特別徴収税額は、下記の手順に沿って算出してください。

- (1) 退職所得額控除額の計算…退職所得控除額は、退職者の勤務年数に応じて下記の計算式に当てはめます

勤務年数	計 算 式
20年以下	40万円×勤務年数＝退職所得控除額（80万円に満たない場合は80万円）
20年超	70万円×（勤務年数－20年）＋800万円＝退職所得控除額
障害退職の場合	上記のいずれかの計算式によって求めた額＋100万円＝退職所得控除額



- (2) 退職所得額の計算…下記の計算式によって退職所得額を求めます

$$(\text{退職手当等の支払額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得額 (千円未満切捨て)}$$

※勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。この2分の1を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。



- (3) 特別徴収すべき税額の計算…下記の計算式によって税額を求めます

退職所得額	×	税 率	＝	特別徴収すべき税額	
		村民税 6 %		県民税 4 %	村民税額

（百円未満切捨て）

OCR納入書について

中城村では、特別徴収納入書をOCR（光学読取装置）により、処理しております。OCR納入書は、納入金額（印字済）に変更のない限り、そのままご使用いただけるよう簡素化を図ったものです。下記注意事項にご留意の上、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

注 意 事 項	1 OCR納入書は、光学読取装置により処理いたしますので、用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。 2 <u>退職、一括徴収、転勤、税額変更等により納入金額が変わっても、OCR納入書の再送付はいたしません。</u> <u>すでに送付済みのOCR納入書に印字された数字は次ページのとおり訂正して使用してください。</u> 3 特別な事情でOCR納入書が必要となった時は、ご連絡をいただければ送付いたします。 4 納入税額の発生しない場合にはOCR納入書は同封しておりません。 5 中城村から送付いたしますOCR納入書以外で納入される場合は、 指定番号（特別徴収税額通知書 参照） 市区町村コード：473286 沖縄県農業協同組合 中城支店 普通口座 0516771 加入者名：中城村会計管理者 を所定の位置に記入するようお願いします。
---------	--

◎納入すべき金額が納入額の（１）の欄の金額と異なる時の使用例（税額を変更して納める時）

沖縄県中城村 個人村民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
473286	01710-1-960298	中城村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
		243,600 円
令和 年 月 分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収) 分を含む	480500
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額
		480500
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又 は 所在地		
氏名 又 は 名称		殿

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県中城村 個人村民税 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
473286	01710-1-960298	中城村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
		243,600 円
令和 年 月 分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収) 分を含む	480500
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額
		480500
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又 は 所在地		
氏名 又 は 名称		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

沖縄県中城村 個人村民税 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
473286	01710-1-960298	中城村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
		243,600 円
令和 年 月 分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収) 分を含む	480500
退職所得分		
延滞金		
督促手数料		
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額
		480500
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又 は 所在地		
氏名 又 は 名称		

上記のとおり通知します。(受付店→沖縄県農業協同組合 中城支店→中城村) (中城村保管)

①横線で抹消
(訂正印は不要)

②給与分、合計額
に正しい税額を
記入

◎退職……給与の税額を一括徴収して、退職所得に対する税を同時に納入する時

沖縄県中城村 個人村民税 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
473286	村県民税口座	中城村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
		243,600 円
令和 年 月 分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収) 分を含む	480500
退職所得分		306000
延滞金		
督促手数料		
納期限 令和 年 月 日	(2)	合計額
		786500
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 又 は 所在地		
氏名 又 は 名称		殿

← 毎月の税額と一括徴収した額の合計

← 合計額と一致

※納入者・金融機関・市町村保管分同様に
訂正してください。

③ 数字の頭に「㍿」マークを記入しないでください。
訂正印は不要、また、訂正の際は黒ペンを使用し、赤ペンの使用はご遠慮ください。

〈納入書 裏面〉

村民税 納入申告書

中城村長 殿

令和 6 年 10 月 5 日 提出

令和 6 年 9 月 分	人員	1 人
退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
特別徴収税額	村民税	183600
	県民税	122400

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) (受付印)

住所又は 千 所在地

氏名又は 名称

法人番号

異動届の書き方

《記入例》 転勤の場合 ～特別徴収継続～

年税額：54,700円
 定額減税額：10,000円
 (控除対象配偶者、扶養親族なし)
定額減税後の年税額：44,700円

月 割 額		中城企画で 徴収済 10月分まで 金額16,700円
6月分	0円	
7月分	4,700円	
8月分	4,000円	
9月分	4,000円	
10月分	4,000円	
11月分	4,000円	沖縄商事で 11月分から 徴収金額 28,000円
12月分	4,000円	
1月分	4,000円	
2月分	4,000円	
3月分	4,000円	
4月分	4,000円	
5月分	4,000円	



記入

給与支払報告 (特別徴収)		に係る給与所得者異動届出書										年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
中 城 村長殿	令和 6 年 11 月 5 日提出	所 在 地	〒901-2406 中城村当間〇〇番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	4 0 0 0 × × × ×						
		フリガナ	ナカグスクキカク										宛 名 番 号							
		氏名又は名称	株式会社 中城企画										担 連 当 絡 者 先	所 属	総務部 人事係					
		個 人 番 号 又は 法 人 番 号	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	氏 名	中 城 花 子			
※個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電 話	0 9 8 - 8 9 5 - 〇〇〇〇 内線 (1 2 3)							
給 与 所 得 者	フリガナ	ナカグスク ヨシコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名	中 城 ヨシ子																		
	生 年 月 日	S54 年 3 月 21 日																		
	個 人 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	44,700 円	6 月 から 10 月 まで	11 月 から 5 月 まで	R6 年 10 月 31 日	2	1. 退職・長 2. 転職・定 3. 死亡・不 4. 退職・期 5. 支払少 6. 合併・解 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号											16,700 円	28,000 円							
1 月 1 日 現在の住所	中城村字当間××番地																			
異 動 後 の 住 所																				
1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 4,000 円を 11 月分 (翌月 10 日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要																				
2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月 10 日納入期限分) で納入します。 徴収予定日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額)																				
3. 普通徴収の場合 ※市町村記入欄																				

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

異動届の書き方

《記入例》退職した場合 ～一括徴収へ切替～

年税額：54,700円
 定額減税額：10,000円
 (控除対象配偶者、扶養親族なし)
定額減税後の年税額：44,700円

月 割 額		中城企画で 徴収済 10月分まで 金額16,700円
6月分	0円	
7月分	4,700円	
8月分	4,000円	
9月分	4,000円	
10月分	4,000円	
11月分	4,000円	沖縄商事で 11月分から 徴収金額 28,000円
12月分	4,000円	
1月分	4,000円	
2月分	4,000円	
3月分	4,000円	
4月分	4,000円	
5月分	4,000円	



記入

		給与支払報告 (特別徴収)		に係る給与所得者異動届出書		年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
中城 村長殿		令和 6 年 11 月 5 日提出		〒901-2406 中城村当間〇〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号	4000 × × × ×		
		フリガナ		ナカグスクキカク		宛 名 番 号			
		氏名又は名称		株式会社 中城企画		担 連 当 絡	所 属	総務部 人事係	
		個 人 番 号 又は法人番号		0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		先 生	氏 名	中 城 花 子	
		個 人 番 号 又は法人番号		0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		一個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載			
給与所得者		フリガナ		ナカグスク ヨシコ		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由	
		氏 名		中 城 ヨシ子		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		生 年 月 日		S54 年 3 月 21 日		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		個 人 番 号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		受給者番号				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		1 月 1 日 現在の住所		中城村字当間××番地		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		異 動 後 の 住 所				異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
		44,700 円		16,700 円		28,000 円		R6 年 10 月 31 日	
		6 月から 11 月まで		11 月から 5 月まで		R6 年 10 月 31 日		1. 退職・長 2. 転職・長 3. 死 亡 4. 定 期 5. 支 払 6. 合 併 7. そ の 他 (事由・理由)	
		1. 特別徴収継続		2. 一括徴収		3. 普通徴収 (本人納付)			
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)			
理 由		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		11 月 30 日		28,000 円			
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄		理 由		1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

異動届の書き方

《記入例》退職した場合 ～普通徴収へ切替～

年税額：54,700円
 定額減税額：10,000円
 (控除対象配偶者、扶養親族なし)
定額減税後の年税額：44,700円

月 割 額		
6 月 分	0 円	中城企画で 徴収済 10月分まで 金額16,700円
7 月 分	4,700 円	
8 月 分	4,000 円	
9 月 分	4,000 円	
10 月 分	4,000 円	
11 月 分	4,000 円	沖縄商事で 11月分から 徴収金額 28,000円
12 月 分	4,000 円	
1 月 分	4,000 円	
2 月 分	4,000 円	
3 月 分	4,000 円	
4 月 分	4,000 円	
5 月 分	4,000 円	



給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書

中 城 村 長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	所 在 地 〒901-2406 中城村当間〇〇番地	年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
令和 6 年 11 月 5 日 提出		フリガナ ナカグスク ヨシコ	フリガナ ナカグスクキカク	特別徴収義務者 指 定 番 号	4 0 0 0 × × × ×
		氏名又は名称 株式会社 中城企画	氏名 中 城 花 子	宛 名 番 号	
		個 人 番 号 又は法人番号	0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	担 連 当 絡 者 先	電話 0 9 8 - 8 9 5 - 〇〇〇〇 内線 (1 2 3)
給与所得者	フリガナ 氏 名 生 年 月 日 個 人 番 号 受給者番号 1 月 1 日 現在の住所 異 動 後 の 住 所	ナカグスク ヨシコ 中 城 ヨシ子 S54 年 3 月 21 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 中城村字当間××番地	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 44,700 円	(イ) 徴収済額 6 月から 11 月まで 10 月まで 16,700 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 11 月から 5 月まで 28,000 円
			異 動 年 月 日 R6 年 10 月 31 日	異 動 の 事 由 1. 退職・長 2. 転職・定 3. 死亡 4. 合併・解 5. 支払少額 6. その他 7. その他 (事由・理由)	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合	理 由 1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 円	左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。	
3. 普通徴収の場合	理 由 1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄			

記入

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

中城 村長殿 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
			フリガナ											宛 名 番 号			
			氏名又は名称											担連 当 絡 者 先	所属		
			個 人 番 号 又は 法 人 番 号												←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏名	
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 円	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名																
	生 年 月 日	年 月 日															
	個 人 番 号																
	受給者番号																
1 月 1 日 現在の住所											月 年 月 日	月 年 月 日	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・不 4. 死 亡 5. 支払少額 6. 合併・解 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
異動後の 住所											円	円	円	日	右から 番号を 記入	右から 番号を 記入	

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を				
新しい 特別 徴収 義務 者	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法 人 番 号										月分 (翌月 10 日納入期限分) から				
	所 在 地	〒										担当者 連絡先	所属			
	フリガナ												氏名			
	氏名又は名称												電話	内線 ()		
												受給者番号				
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は			
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)	月分 (翌月 10 日納入期限分) で	
		月 日	円	納入します。											

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄			
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため													

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合のみ記載してください。

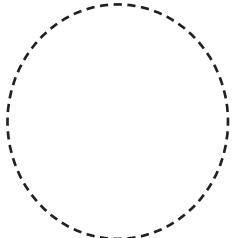
12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者所在地等変更届出書

中城村長 殿

特別徴収義務者の所在地、名称等について下記のとおり変更したので通知します。

受領印 	給与支払者 （特別徴収義務者）	所 在 地	〒 _____												特別徴収義務者 指 定 番 号			
		名 称																
		代 表 者 の 職 氏 名 印													連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
		法 人 番 号																氏 名
														電 話				

			変更年月日		令和 年 月 日	
事 項	変 更 前				変 更 後	
フリガナ						
所 在 地	〒 _____				〒 _____	
フリガナ						
名 称						
電 話						
備 考						

○特別徴収事務に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望・変更される場合には、下記の欄に送付先の記入をして下さい。

送 付 先	フリガナ								
	所 在 地	〒 _____				〒 _____			
	フリガナ								
	名 称								
	電 話								

※ご注意 所在地・名称・送付先所在地・名称には、誤読をさけるため必ずフリガナをお振り下さい。

特別徴収への切替申請書

〔普通徴収 → 特別徴収〕

令和 年 月 日	給 与 支 払 者	住所又は地	〒												連 絡 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規 ○印 事業種目
		氏名又は称	フリガナ													係 名		
		法 人 番 号														氏 名		
			電 話															

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。

給 与 所 得 者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	生年月日	左記の者について 普通徴収の 期分から 当社で 月分より 特別徴収いたします。	
		氏 名	年 月 日		
	1月1日の住所				
	現 住 所				
異動年月日		令和 年 月 日	注 意 事 項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは 特別徴収への切替はできません。 【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：9月30日 第3期：11月30日 第4期：1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 翌日（平日）となります。	市 町 村 処 理 欄
申請理由 (○印をつけてください。)					台 帳 処 理 年 月 日
入社したため		入 力 処 理 年 月 日			
その他 (例：復職など)		通 知 書 番 号			
		個人コード (宛名番号)			

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

										処 理 日		
										令和 年 月 日		
中城村長 殿	申 請 書	住 所 又 は 地 所 在 地	〒							特別徴収義務者 指定番号		
		氏 名 又 は 称 名								電 話		
		法 人 番 号										
令和 年 月 日 提出												
地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について { 1. 承認 2. 取消 を申請します。												
1. 特例の適用を受けようとする税額										年 月分 以降の特別徴収税額		
申請日前 6 ヶ月間の各月末の 給与を受ける者の人員及び月 の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額			
	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額			
(注) ・ 申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月 10 日を納期限としています。 ・ 特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。												
2. 納期の特例の適用を取消す事由												
(1) 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満ではなくなった為 (2) その他 () (注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月 10 日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。												
3. その他												
(1) 村税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・ () (2) 申請日前 1 年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが (有 ・ 無)												

退職者等連絡票

〔特別徴収 → 普通徴収〕

令和 年 月 日 中城村長 殿	給与支払者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称	代表者の 職氏名印	連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	
					氏名	
						

氏 名	生年月日	住 所	退職年月日または異動事項

※令和 5 年 6 月以降の退職者等の届けについてはこの退職者等連絡票は使用せず、異動届出書（P14）の提出をお願いします。

令和 年 月 日

御中

中城村長

浜 田 京 介



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店を当村の村・
県民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをする銀行に指定
しましたので通知します。

記

1. 口座番号 01710-1-960298
2. 加入者の名称 中城村会計管理者
3. 取りまとめ局 福岡貯金事務センター（〒812-8794）

ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

所在地が沖縄県外の特別徴収義務者で、払込みの際ゆうちょ
銀行・郵便局を利用される事業所は右の指定通知書に、提出
年月日、ゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、6月分の払込み
（7月10日まで）の際、納入書とともにゆうちょ銀行・
郵便局へ提出してください。

切
り
取
り
線

